

発達障害支援施策について

発達障害者支援法のねらいと概要

※平成16年12月 超党派による議員立法により成立

17年 4月 施行

22年12月 発達障害が障害者自立支援法に明確化

I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

II 概要

定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害

就学前（乳幼児期）

- 早期の発達支援
- 乳幼児健診等による早期発見

就学中（学童期等）

- 就学时健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

就学後（青壮年期）

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

【都道府県】 発達障害者支援センター（相談支援・情報提供等）、専門的な医療機関の確保 等

【国】 専門的知識を有する人材確保（研修等）、調査研究 等

【 発達障害の定義 】

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第2条）

※ I C D - 1 0（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-98に含まれる障害
（平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

（参考） I C D - 1 0（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）

第5章 精神及び行動の障害（F00-F99）

		<法律>	<手帳>
F00-F69	統合失調症や気分（感情）障害など	精神保健福祉法	精神保健福祉手帳
F70-F79	知的障害<精神遅滞>		知的障害者福祉手帳
F80-F89	心理的発達の障害 （自閉症・アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害など）		発達障害者支援法
F90-F98	小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 （注意欠陥多動性障害、トゥレット症候群など）		

厚生労働省における発達障害者支援施策(平成25年度予算案)

課題	平成25年度予算案 【701百万円(712百万円)】 ※地域生活支援事業等計上分を除く()内は平成24年度予算
1 支援手法の開発	① 発達障害者支援開発事業 【104百万円(232百万円)】 ※これまでの事業実績を踏まえて必要額を確保 先駆的な発達障害者支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を通じて有効な支援手法を開発・確立
	② 発達障害児及び家族の支援事業 【11百万円(11百万円)】 家族短期入所、訪問支援等を通じた支援プログラムの開発や、地域の関係機関との連携体制の整備を秩父学園で実施
	③ 発達障害児等デイサービス事業等 【6百万円(0百万円)】(新規) 秩父学園における小学校高学年以上の発達障害児等を対象としたデイサービスの実施等
2 人材の育成	④ 発達障害者支援者実地研修等の研修事業 【20百万円(20百万円)及び(独)国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内数】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域で指導的な役割を担うことができる専門的な人材を育成するための実地研修を実施 ・小児医療、精神医療、療育の3分野について、発達障害支援に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場での対応を充実
3 地域支援体制の確立	⑤ 発達障害者支援センターの設置、運営 【地域生活支援事業(460億円(450億円))の内数】 地域の拠点として、発達障害者やその家族などの支援、関係機関等に対する普及啓発及び研修等を実施
	⑥ 発達障害者支援体制整備事業 【地域生活支援事業の(460億円(450億円))の内数】 発達障害のある方や家族に、ライフステージ支援の体制を構築強化を図るため、都道府県・指定都市で、「ペアレントメンター」の養成とその活動をコーディネートする者の配置、「アセスメントツール」の導入の促進を実施
	⑦ 巡回支援専門員整備事業 【地域生活支援事業(460億円(450億円))の内数】 発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、スタッフや親に助言等を実施して、個別給付につなげる
	⑧ 子どもの心の診療ネットワーク事業 【母子保健医療対策等総合支援事業の内数】 様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施
4 就労支援の推進	⑨ 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの拡充・強化 【324百万円(286百万円)】 ハローワークにおいて、発達障害等によりコミュニケーションに困難を抱える求職者について、本人の希望や状況に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センターに誘導するとともに、きめ細かな就労支援を実施(平成25年度から全国展開)
	⑩ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 【142百万円(59百万円)】 ※経過措置分を含む。 発達障害者をハローワークの紹介により新たに雇用した事業主への助成
	⑪ 発達障害者就労支援者育成事業 【21百万円(21百万円)】 発達障害者支援関係者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所において発達障害者を対象とした職場実習を実施することにより、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発周知事業を実施
	⑫ 発達障害者就労支援普及・定着化事業 【16百万円(11百万円)】 発達障害者の就労支援に関する支援手法の開発・検証を国立障害者リハビリテーションセンターで実施 ※平成25年度から、上記のほか、一部の地域障害者職業センターで実施している発達障害者に対する専門的支援を全国展開
5 情報提供・普及啓発	⑬ 発達障害情報・支援センター 【44百万円(58百万円)】 国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解を促進
	⑭ 「世界自閉症啓発デー」普及啓発事業 【13百万円(13百万円)】 「世界自閉症啓発デー」の周知と、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発活動を実施

平成25年度予算における発達障害児(者)支援(障害保健福祉部)

- 支援手法の開発、人材育成等のモデル的に実施するものや普及啓発については、その確立に向けた支援が引き続き必要であることから、個別の国庫補助事業等として継続する。
- 一方、都道府県・指定都市の行う「発達障害者支援センター」と組み合わせることで効果的な事業実施が可能となる「発達障害者支援体制整備事業」、及び要件緩和等を行って、全国の市町村への普及を図ることが必要な「巡回支援専門員整備事業」については、より柔軟な事業実施が可能となる「地域生活支援事業」に統合し、地域の実状に応じた更なる取組を進める。
- さらに、児童発達支援や障害福祉サービス等を進めるために必要な予算を引き続き確保し、発達障害児(者)のサービスの利用増に対応する。

支援手法の開発、人材の育成等

【25'予算案(24'予算)】

- 「発達障害者支援開発事業」(※)等 【1.5億円(2.6億円)】
- 「発達障害者支援者実地研修事業」等 【0.2億円(0.2億円)】
- 「発達障害情報・支援センター」
- 「世界自閉症啓発デーの開催」等 【57百万円(71百万円)】

個別事業として継続

※過去の事業実績を踏まえて必要額を確保

地域支援体制の確立

- 「発達障害者支援センター運営事業」【地域生活支援事業において継続実施】
- 「発達障害者支援体制整備事業」【地域生活支援事業に統合し継続実施(2.0億円)】
- 「巡回支援専門員整備事業」【地域生活支援事業に統合し全国展開(2.7億円)】

地域生活支援事業において実施

障害児(者)サービスの利用増への対応

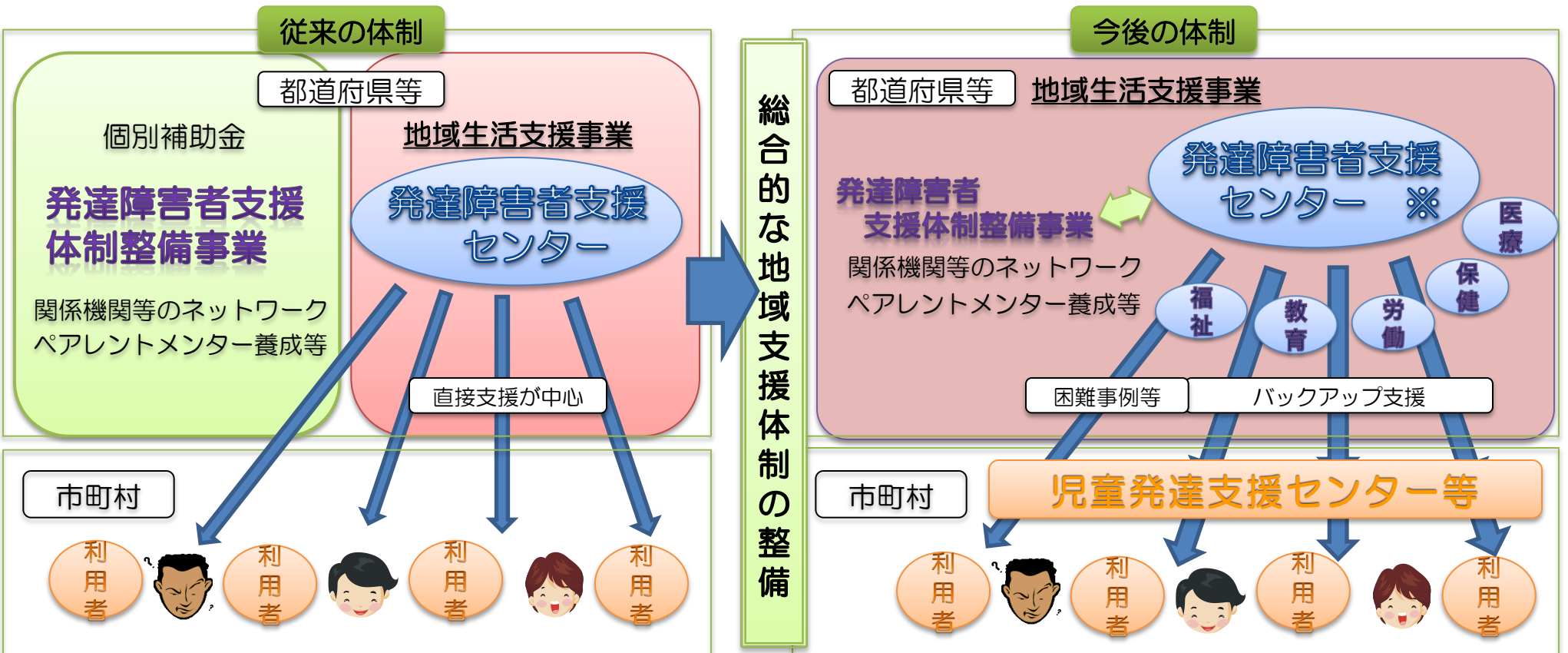
- 「自立支援給付(障害福祉サービス)」【8229億円(7434億円)】
- 「障害児施設措置費・給付費」【671億円(566億円)】

引き続き必要額を確保

地域支援体制の充実－都道府県

◎ 総合的な地域支援体制整備 ～発達障害者支援センターを中核に～

- ・ 平成24年度までの「発達障害者支援体制整備事業」を地域生活支援事業のメニューとし、既に同補助金のメニューとなっている「発達障害者支援センター運営事業」と組み合わせることで、地域の実情に応じた総合的な地域支援体制を構築。
- ・ 地域支援体制の枠組みの中に、発達障害者支援センターと平成24年4月に施行された児童発達支援センターや障害者支援施設等との重層的な支援体制を確保。



※地域の支援機関の実態を踏まえ、発達障害者支援センターに関するマニュアルを作成し、段階的にセンターの業務の標準化を図る。

地域支援体制の充実－市町村

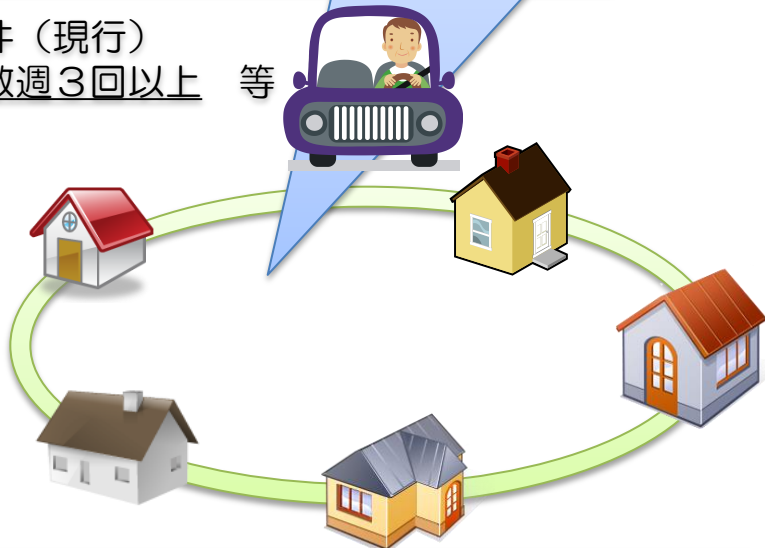
◎ 早期発見・早期対応の強化 ～全市町村における実施を目指して～

- 「巡回支援専門員整備事業」については、平成24年度までは実施が一部の市町村にとどまっていたが、地域生活支援事業のメニュー化に併せて補助要件の弾力化を図ることにより、小規模な市町村でも地域の実情に応じた柔軟な実施が可能。

個別補助金

巡回支援専門員整備事業

- ◎補助要件（現行）
- ・巡回回数週3回以上 等



平成24年度予算（実施自治体数）

113市町村 / 1,700市町村（6.6%）

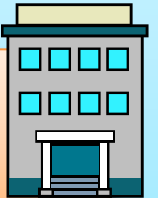
統合補助金

地域生活支援事業のメニュー

巡回支援専門員整備事業

- ◎補助要件の弾力化
- ・巡回回数要件の緩和
 - ・支援専門員の要件の緩和 等

効率的・効果的な事業の実施
小規模な市町村の実施拡大



個別給付への引継

保育所等訪問支援

- ・児童発達支援センター
- ・障害児相談支援 等

巡回支援専門員整備事業

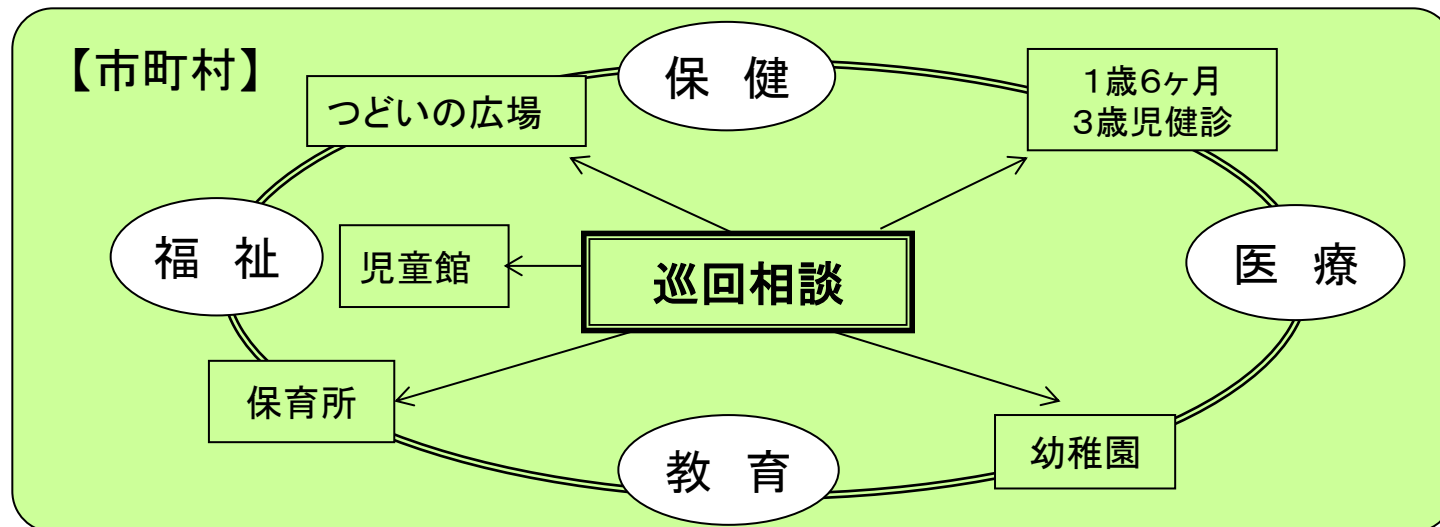
発達障害等に関する知識を有する専門員(※)が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

※ 「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

○専門員は、国リハで実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

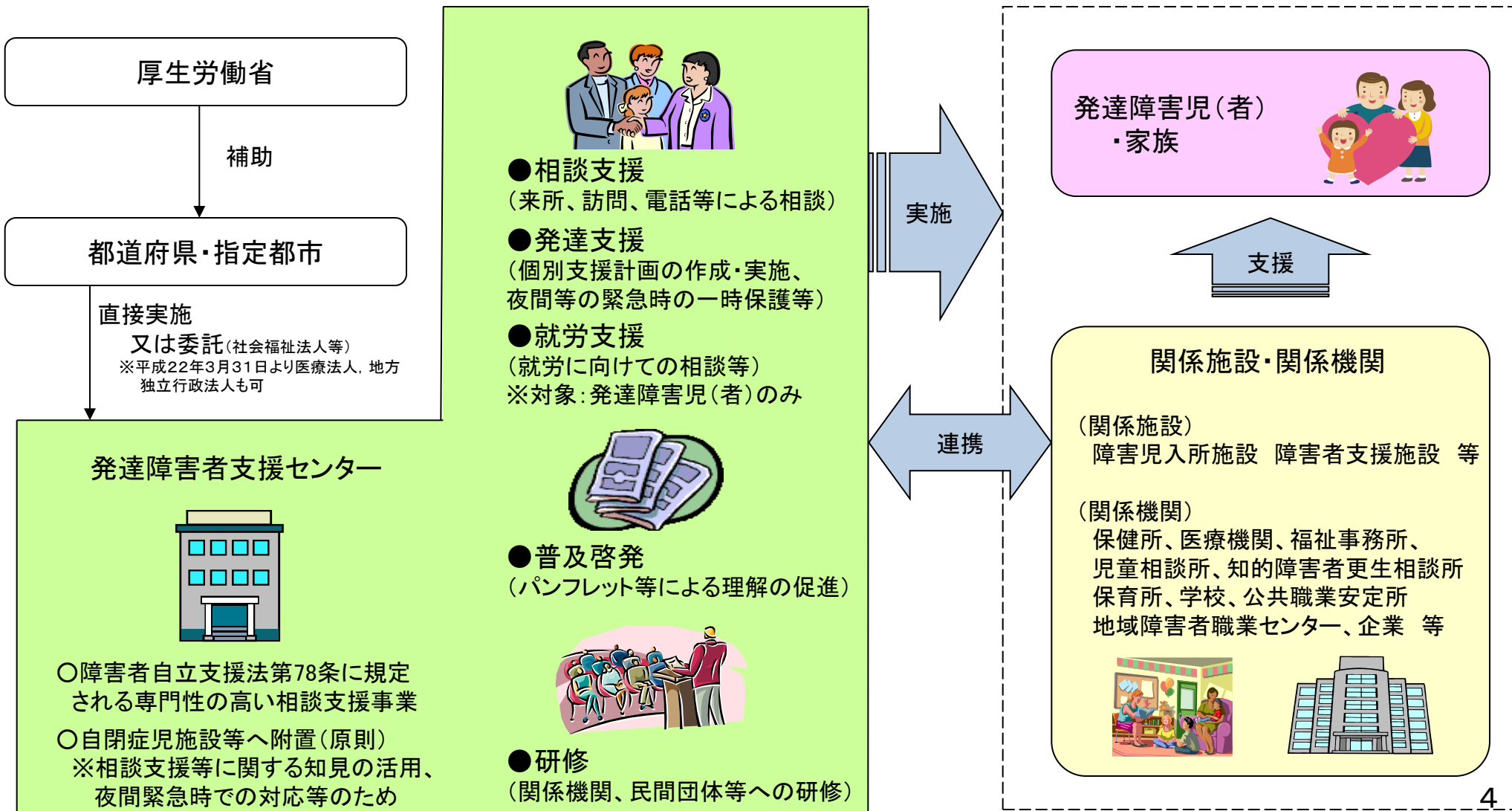
【予算力所数:平成24年度:113か所→平成25年度 地域生活支援事業に統合】



発達障害者支援センター運営事業

各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害児(者)またはその家族などに対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う。

※67都道府県・政令指定都市で設置



発達障害者支援体制整備事業

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための支援関係機関のネットワークを構築するとともに、市町村における個別の支援計画の実施状況調査及び評価や、適切な助言等を行うことにより、支援体制の整備を行う。

さらに、ペアレントメンターの養成とその活動をコーディネートする者の配置や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進する研修会の実施等により、発達障害児(者)及びその家族に対する支援体制の一層の強化を図る。

厚生労働省

協働で実施

文部科学省

【都道府県・指定都市】



●調査・評価
(市町村の支援体制の
状況調査・評価)



●支援サポート
体制の強化
(市町村等の関係機関に
対する相談・助言等の
サポート(巡回指導))



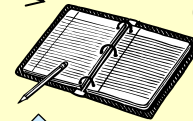
●検討委員会
(県内の状況把握や、ペアレント
メンターの養成等の支援体制の
充実に向けて検討)



●ペアレントメンターコーディネーターの配置
(平成23年度～)



●ペアレントメンターの養成
(家族支援体制の整備)

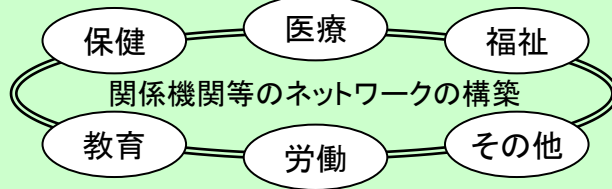


●発達障害特有のアセスメントツール
の導入促進
(M-CHATやPARS等の導入を促進する
研修の実施)

【市町村】



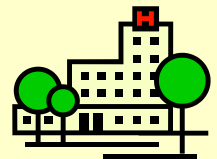
- ◆早期発見・早期発達支援体制の構築
- ◆個別支援計画の作成(アセスメントツールの導入)
- ◆ペアレントメンターの活用による家族支援 等



連携



発達障害者
支援センター



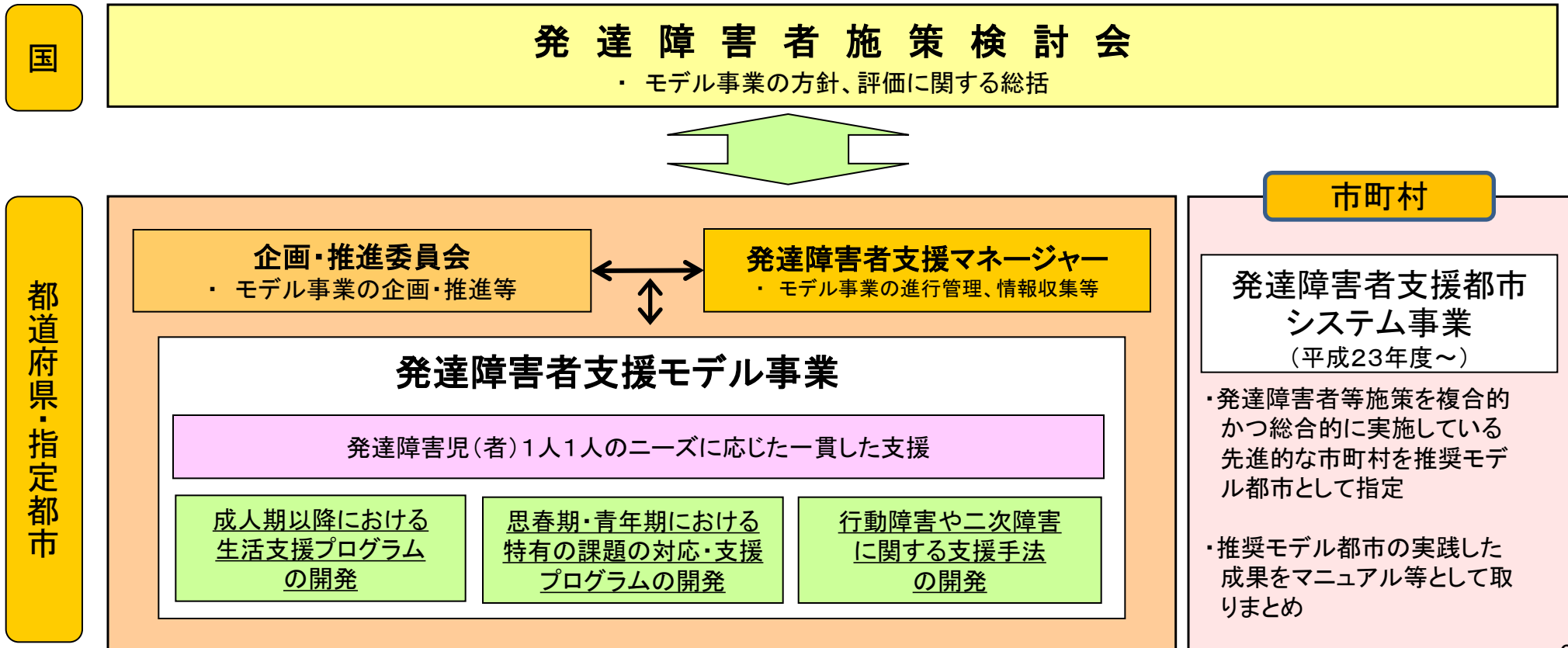
医療機関等

発達障害者支援開発事業

国に発達障害者施策検討会、都道府県・指定都市に企画・推進委員会を設置し、発達障害者、その家族、関係者に対する支援方をモデル事業として実施し(市町村、社会福祉法人等に委託可)、それを評価・分析して発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。

なお、開発に取り組むモデルについては、現段階で支援手法が不足している分野(成人期以降の生活支援、思春期・青年期の支援、行動障害や二次障害の早期発見・支援)を中心に実施することとし、1人1人のニーズに応じた支援が提供できる社会の実現を目指す。

また、発達障害支援施策に関し、複合的かつ総合的に実施している先進的な市町村を推奨モデル都市として指定し、その内容をマニュアルやプログラムとしてとりまとめ情報発信することにより、全国的な取組の促進を図る。



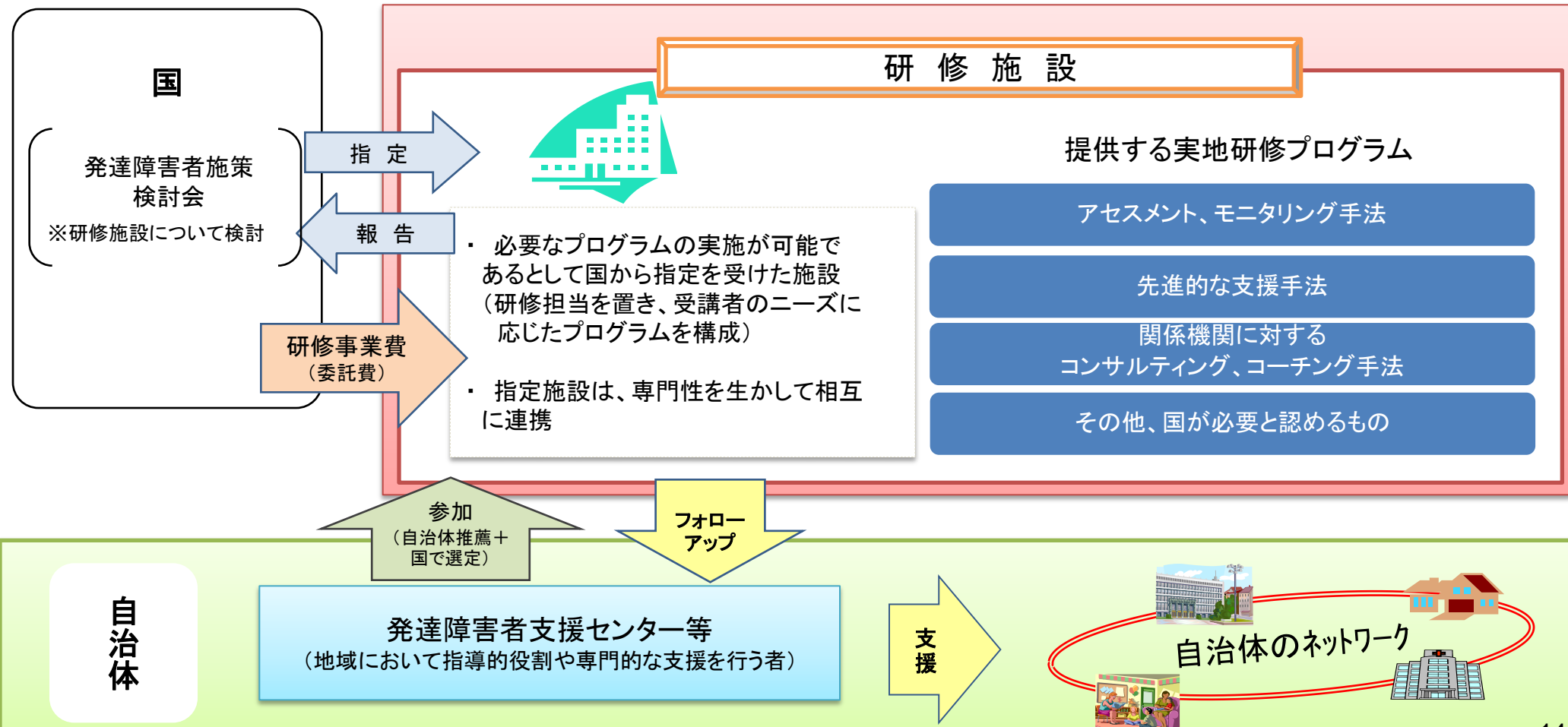
発達障害者支援に係る実地研修事業

発達障害者支援法第23条の規定に基づき、発達障害に関する専門的な支援を行う人材を育成するための実地研修事業を実施する。

◆発達障害者支援法(抜粋)

第23条 (専門的知識を有する人材の確保等)

国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう務めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

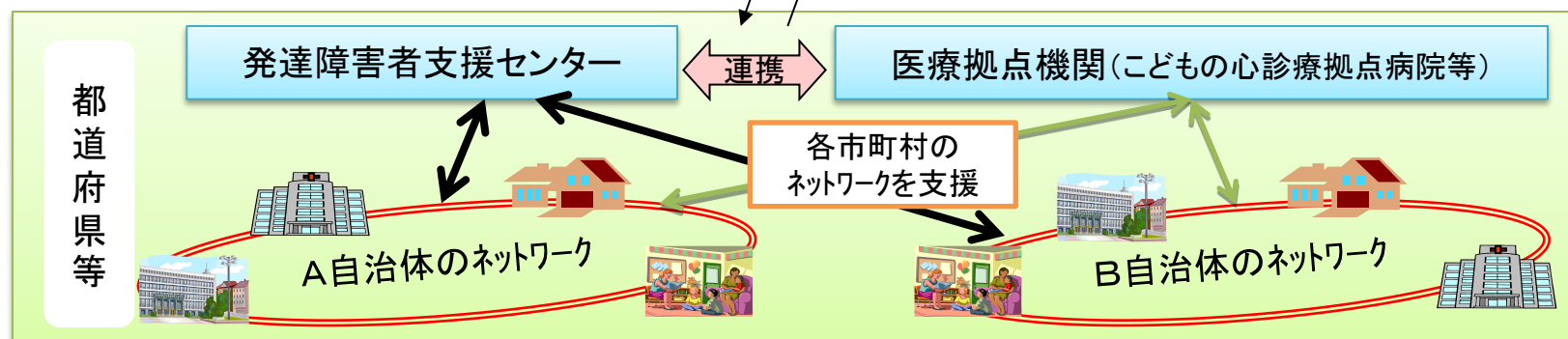


発達障害情報・支援センター

発達障害に関する国内外の文献、研究成果等を集積し、発達障害に関する幅広い情報提供等を行うとともに、全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担い、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

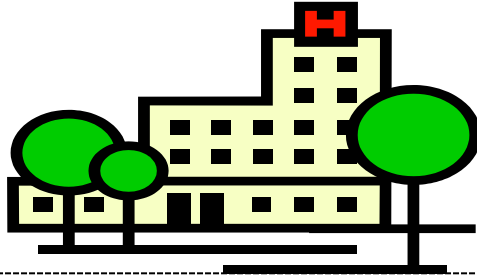


一般国民
・
支援関係者

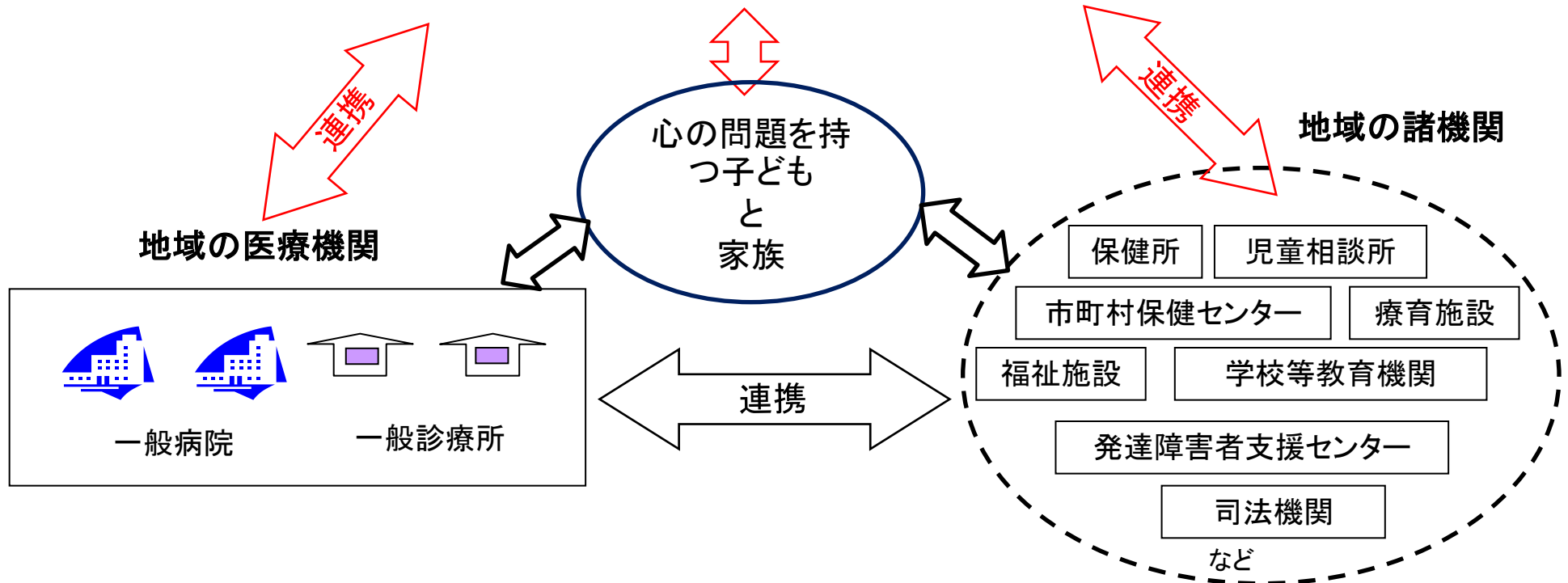


子どもの心の診療ネットワーク事業

都道府県拠点病院



- 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援（関係機関への専門家の派遣）
- 医師、関係専門職の実地研修等、子どもの心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成
- 医療機関職員、保健福祉機関職員に対する講習会
- 子どもの心の診療等に関する普及啓発・情報提供

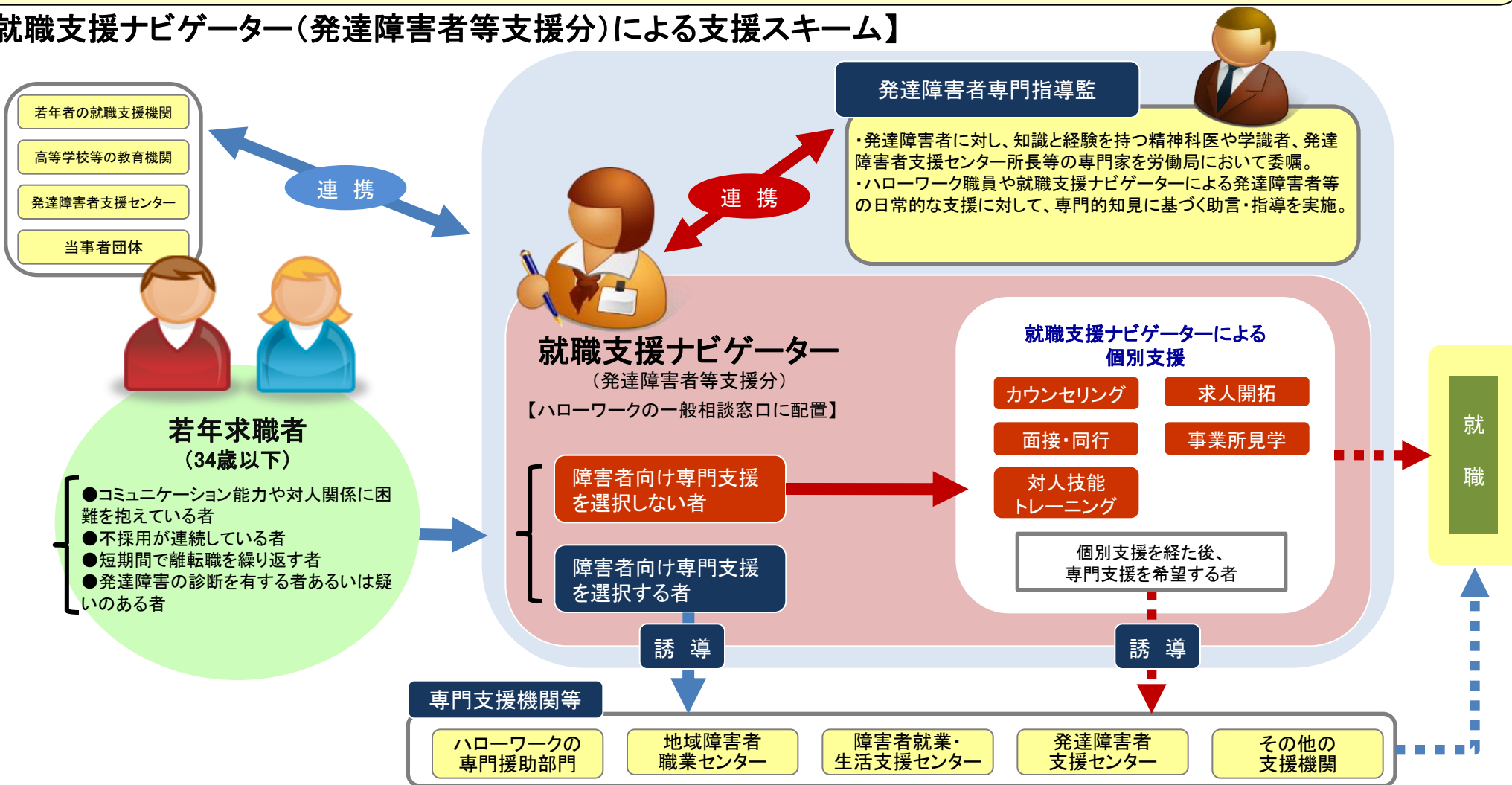


若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

●ニート等の若年者に対する就職支援と障害者に対する就労支援の両面から、コミュニケーション能力に困難を抱える要支援者向けの総合的な支援を行う事業を実施。平成25年度から全国47労働局で実施(全国展開)。

- ①若年者の就職支援を行う機関と障害者の就労支援機関の連携体制を構築。
- ②発達障害等、様々な要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている要支援者に対して、自らの特性と支援の必要性についての気づきを促し、適切な支援への誘導を行う。
- ③発達障害者に対する専門的支援の強化を図ること等により、要支援者のニーズに応じた適切な相談・支援を実施し、要支援者の円滑な就職の促進を図る。

【就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)による支援スキーム】



※ 平成25年度から全国47局で実施 (平成24年度:39局)

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

1 趣旨

発達障害のある人は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。

また、いわゆる難病のある人は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際に就労するに当たっては様々な制限・困難に直面している。

このため、発達障害者及び難病のある人の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用した事業主に対する助成を行う。



2 内容

(1) 対象事業主

発達障害者又は難病のある人^{※1}を、公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 助成対象期間

1年(中小企業1年6ヶ月)

(3) 支給金額

50万円(中小企業の場合 135万円)^{※2}

※1 難治性疾患克服研究事業(臨床調査研究分野)の対象疾患(平成24年4月現在で130疾患)を対象とする。

また、筋ジストロフィーを含む。

※2 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

発達障害者就労支援者育成事業

趣旨

発達障害者の就労支援に対するニーズが高まる中で、発達障害者の雇用促進と職業生活の安定に資するため、支援機関や事業主等の発達障害者に対する理解を促進し、就労支援ノウハウを付与する以下の事業を実施する。(平成18年度から実施)

民間団体等に委託 (10カ所)

就労支援関係者講習

発達障害者に対する就労支援に係る知識、ノウハウを付与するため、各方面の関係者を集めて講習を実施。

対象者

- ・医療、保健、福祉及び教育等関係機関における支援者
- ・障害者雇用関係業務を行う労働機関職員

内容

以下の内容を含む講習とする。

- ・障害者雇用対策の現状
- ・発達障害者の障害特性及び職業生活上の課題
- ・発達障害者の特性を踏まえた効果的な支援技法等

体験交流会

発達障害者の職業生活上の様々な困難や支援ニーズ等を把握するため、在職・求職中の発達障害者と就労支援者等が専門家の助言を得ながら、意見交換を行う交流会を実施。

対象者

- ・医療、保健、福祉及び教育等関係機関における支援者
- ・障害者雇用関係業務を行う労働機関職員
- ・事業主又は人事労務担当者
- ・在職・求職中の発達障害者

内容

以下の内容を含む交流会とする。

- ・発達障害者本人が就職活動において困難を感じていること
- ・発達障害者本人が支援機関に求めること等

都道府県労働局で実施 (47局で実施)

体験型啓発周知事業

発達障害者に対する理解を促進し、雇用管理のノウハウを付与するため、事業所等において、短期間の就労体験を実施。

対象者

- ・事業主
- ・求職中の発達障害者

内容

・就労体験(2週間程度)
・就労体験前の事前打合せ
・就労体験後における専門家を招いての意見交換会等

発達障害者の就労支援を行うための地域の共通基盤を形成

発達障害に係る研修等

発達障害者支援センター職員や医師等の発達障害施策に携わる職員を対象に、専門機関である国立機関等で相談・支援、療育、小児医療、精神医療を内容とする研修を実施し、各支援現場等における対応の充実を図る。

1 発達障害者支援センター職員研修

発達障害者支援センター職員を対象とする研修を行い、職員の資質の向上を図るための研修を実施する。

期 間 3日間及び2日間 年2回
対 象 全国の発達障害者支援センター職員で相談支援や家族への支援を担当する職員 140名

2 発達相談支援員研修

「巡回支援専門員整備事業」を担う専門員をはじめとする発達障害支援担当者を対象とする研修を行い、巡回支援の技術の向上を図るための研修を実施する。

期 間 3日間 年2回
対 象 市町村の巡回支援専門員整備事業に従事する専門員等の発達障害支援を担当する職員 140名

3 自閉症に関する研修

①自閉症支援入門研修会
全国の知的・発達障害福祉関係者を対象に、障害特性や課題について支援に必要な基本的知識を習得を図るための研修を実施する。

期 間 3日間 年1回
対 象 全国の知的・発達障害福祉関係者 40名

②自閉症トレーニングセミナー
全国の知的・発達障害福祉関係者を対象に実習を通して支援方法の習得を図るための研修を実施する。

期 間 2日間 年2回
対 象 全国の知的・発達障害福祉関係者 40名

③自閉症支援専門研修会
全国の知的・発達障害福祉関係者を対象に、特に対応が困難な事例に関して、演習を中心とした研修を実施する。

期 間 2日間 年1回
対 象 全国の知的・発達障害福祉関係者 40名

4 小児医療等に関する研修

幼児期、小児期における早期発見を強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年3回
対 象 全国の小児医療機関の医師等

5 精神医療等に関する研修

幼児期、小児期において発見されなかったアスペルガー症候群などの発見について強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年3回
対 象 全国の精神医療機関の医師等

<実施機関>

- 1～3 国立障害者リハビリテーションセンター 学院
4、5 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター

※各研修等の期間・回数等は平成25年度実施予定

「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2～8日)について

【背景】

平成19年12月、国連総会においてカタール国の提出した議題である4月2日を世界自閉症啓発デーに定める決議をコンセンサス(無投票)採択。

○決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

平成20年 4月以降国連事務総長がメッセージを发出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

平成24年12月 第67回国連総会において、バングラデシュが主提案国である「自閉症スペクトラム障害、発達障害」決議がコンセンサスにより採択。

【啓発活動】(平成25年度 開催)

【国における取組】

○世界自閉症啓発デー2013・シンポジウム(作品展示等)

- ・日時 平成25年4月6日(土) 10:00～16:30
- ・場所 灘尾ホール(千代田区)
- ・主催 厚生労働省、日本自閉症協会
- ・共催 日本発達障害ネットワーク他 (大会実行組織:世界自閉症啓発デー・日本実行委員会)

○東京タワーブルーライトアップ

- ・平成25年4月2日(火) 18:15～ 点灯式
- ※同日、併せて作品展示等を実施予定(13:00～)



○各都道府県等において、関係機関や関係団体等と連携しながら、名所旧跡のブルーライトアップ、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じて創意工夫を図りながら、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を実施することにより、地域住民への発達障害の理解を促進。

○これらの取組内容について、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会WEBサイトに掲載予定。

<http://www.worldautismawarenessday.jp>

障害者優先調達推進法について

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

1. 目的(第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体(以下「障害者就労施設等」という。)の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進(第3条～第9条)

<国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

↓
基本方針の策定・公表(厚生労働大臣)
調達方針の策定・公表(各省各庁の長等)
調達方針に即した調達の実施
調達実績の取りまとめ・公表等

<地方公共団体・地方独立行政法人>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

↓
調達方針の策定・公表
調達方針に即した調達の実施
調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等(第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供(第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他(附則第1条～附則第3条)

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入


(3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

大綱の概要

支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う所要の規定の整備を行った上、その適用期限を2年延長する。

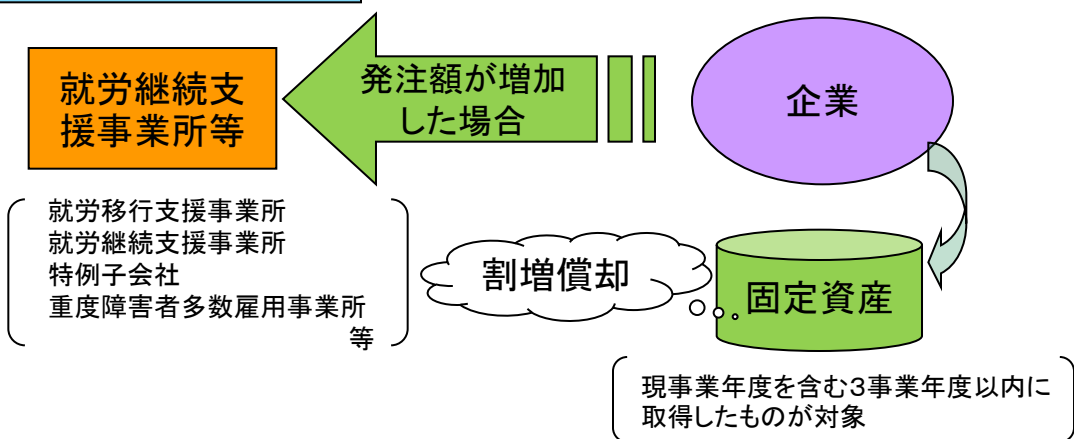
制度の仕組み

- 障害者の「働く場」に対する**発注を前年度より増加させた企業**について、企業が有する**固定資産の割増償却**を認める。
 - ・ 青色申告者である**全ての法人又は個人事業主**が対象。
 - ・ 固定資産は、事業の用に供されているもののうち、現事業年度を含む3事業年度以内に取得したもの。
- 割増して償却される限度額は**前年度からの発注増加額**(※)
(※)固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。
- 5年間の時限措置から**2年延長**
 - ・ 企業(法人)：平成20年4月1日～25年3月31日  **27年3月31日**
 - ・ 個人事業主：平成21年1月1日～25年12月31日 **27年12月31日**

○ 税制優遇の対象となる障害者の「働く場」

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設(生活介護又は就労移行支援を行う事業所)
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所

イメージ図



$$\text{償却限度額} = \text{普通償却限度額} + \text{前年度からの発注増加額(※)}$$

〔 ※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。 〕

【具体例】

- ・ 固定資産が1,000万円（償却期間10年、定額法）
- ・ 発注増加額が20万円の場合

$$\begin{aligned} \text{普通償却限度額(①)} &= 1,000\text{万円} \times 10\% = 100\text{万円} \\ \text{発注増加額(②)} &= 20\text{万円} \\ \text{(合計)償却限度額(①+②)} &= 120\text{万円} \end{aligned}$$

例えば発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額(100万円)の30%(30万円)が限度となるため、償却限度額は130万円となる。

平成25年度障害福祉関係予算案について

平成25年度障害保健福祉関係予算案の概要

(24年度予算額)

(25年度予算案)

1兆3,041億円

1兆3,991億円

(対前年度+950億円、+7.3%)

(うち復興特会)

71億円

【主な施策】

(対前年度増▲減額)

■ 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

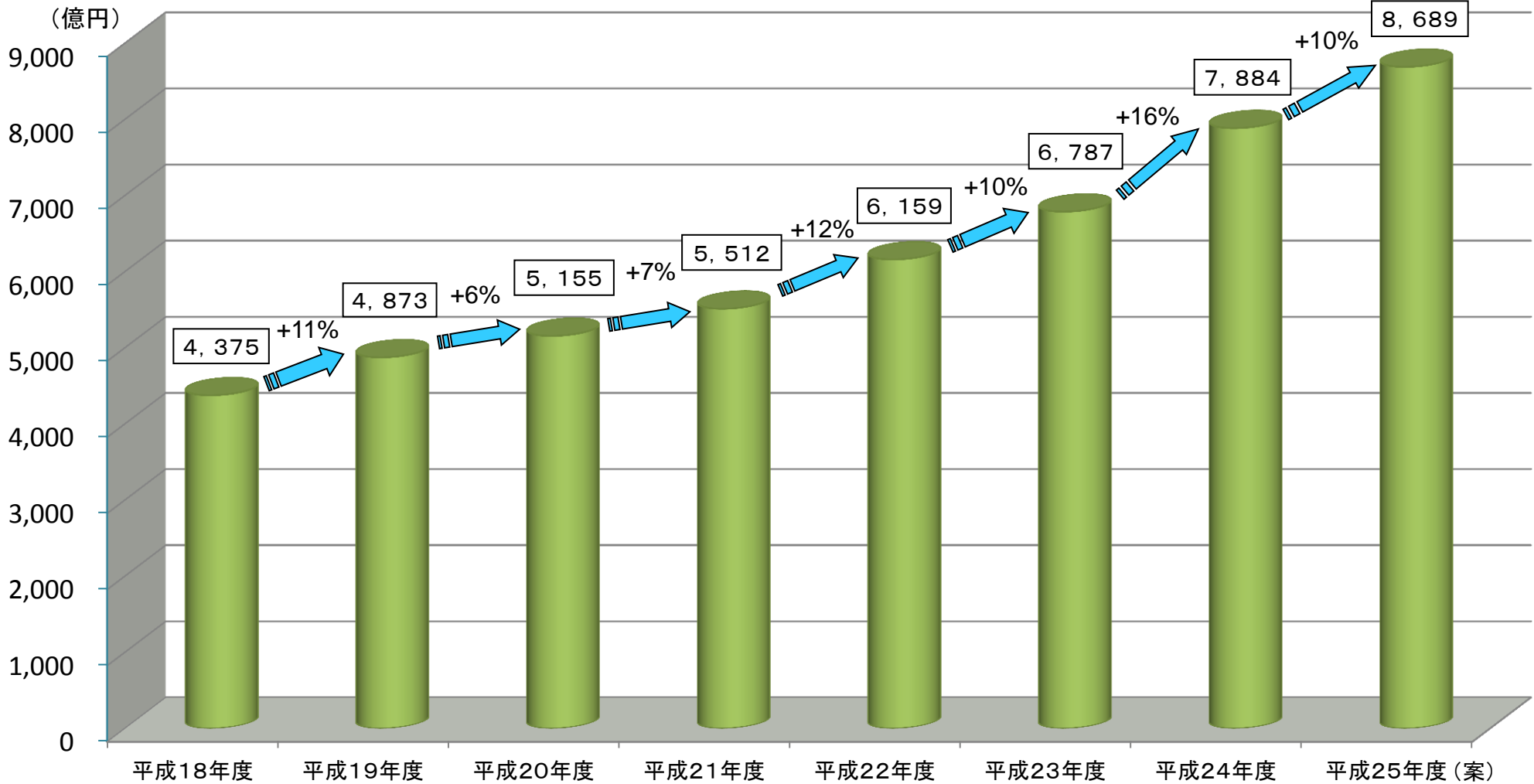
1兆3,711億円 (+960億円)

平成25年4月から障害者総合支援法が施行されることを踏まえ、地域生活支援事業において必須事業化されたものの実施や障害福祉サービスの基盤整備の推進を図る。

◇良質な障害福祉サービス等の確保 (一部新規)	8,229億円 (+795億円)
◇地域生活支援事業の着実な実施 (一部新規)	460億円 (+10億円)
◇障害福祉サービス提供体制の整備 (一部新規)	52億円 (▲9億円)
※他に、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費で88億円、平成24年度補正予算案で16億円を計上。	
◇障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供	2,187億円 (+130億円)
◇地域における障害児支援の推進	671億円 (+105億円)
◇障害支援区分の施行に向けた所要の準備	3.0億円 (+2.0億円)
◇障害児・障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進	4.1億円 (▲0.1億円)
◇障害児・障害者スポーツに対する総合的な取組	8.5億円 (±0億円) 等
■ 障害者に対する就労支援の推進	13億円 (±0億円)
◇工賃向上のための取組の推進	4.3億円 (+0.3億円) 等
■ 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進	262億円 (▲12億円)
◇精神科救急医療体制整備事業費	20億円 (±0億円) 等
■ 復興特別会計の主な施策	71億円

障害福祉サービス予算の推移

障害福祉サービス予算は着実な伸びを確保している



(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2) 平成20年度については補正後予算額である。